

宮労発基 0323 第 1 号
令和 8 年 3 月 23 日

建設業労働災害防止協会
宮城県支部長 殿

宮 城 労 働 局 長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の周知について

平素より労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 14 日付けで労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が、また、同年 6 月 11 日付けで労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）がそれぞれ公布され、改正事項ごとに施行日が定められ、段階的に施行されているところです。（別添）

このうち、令和 8 年 4 月 1 日からは、元方事業者等の措置の対象の拡大、高年齢者の労働災害防止措置や治療と就業の両立支援の努力義務化が施行されることとなります。

令和 6 年の一人親方等の死亡災害は全国で 57 人であり、このうち 96%が建設工事において発生している状況にあり、個人事業者等を含む混在作業場所における統括的な安全衛生管理が求められるところです。

また、近年は、全国的に雇用者数における 60 歳以上が占める割合が増加し、労働災害に占める 60 歳以上の割合も増加し、高年齢者の労働災害も増加しています。宮城県内においても、宮城県内の令和 7 年（令和 8 年 2 月末の速報）の労働災害による休業 4 日以上死傷者は 2,429 名のうち、60 歳以上の労働災害は 759 名であり、全体の約 3 割を占めている状況にあります。

さらに、宮城県内の一般健康診断の有所見率は令和 6 年が 65.0%となり、全国平均を上回り、その差は拡大傾向にあります。高年齢者の就労増加を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者の増加が見込まれるところです。継続的な治療を必要とする労働者が就業を継続しながら治療を受けることができる職場環境の整備は、安心して働くことにつながり、労働力人口が減少する中で、人材確保の面からも重要な取組といえます。



このほか、化学物質の通知に関して、代替物での通知が可能となることから、使用するに当たり留意が必要となります。

これらの課題への対応等のためにも、下記の事項について、会員事業場への周知について特段の御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1 元方事業者等の措置対象の拡大等について

元方事業者が実施する統括管理の対象、機械等貸与者が講ずべき措置の対象及び建築物貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」を含めること。

2 高年齢労働者の労働災害防止措置について

改正後の労働安全衛生法第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づく「高年齢者の労働災害防止のための指針」（高年齢者の労働災害防止のための指針公示第 1 号）による取組に関し、以下に留意の上、積極的に高年齢者の労働災害防止に努めること。

- ① 安全衛生管理体制の確立等
- ② 職場環境の改善
- ③ 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- ④ 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 安全衛生教育

3 治療と就業の両立支援について

労働施策総合推進法第 27 条の 3 の規定に基づく「治療と就業の両立支援指針」（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）による取組に関し、以下に留意の上、環境整備に努めること。

- ① 事業主の方針表明
- ② 研修等を通じた意識啓発
- ③ 相談窓口の明確化・社内体制の整備
- ④ 社内制度（休暇制度・勤務制度）の整備

4 化学物質による健康障害防止について

化学物質の譲渡提供者は、化学物質の成分が営業秘密に該当する場合には、営業秘密であることを明示し、代替化学名等により通知することができることとなることから、当該物質による健康障害が生ずるおそれがある場合等において、医師による診断、治療その他の行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならないことになっていることに留意すること。